

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援することを目的として、市町村が行う補聴器購入費の一部を助成する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において、この要綱により補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費、別表1に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費又は補聴器を修理する経費をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、「山梨県難聴児補聴器購入等事業実施要綱（平成25年3月29日付、障第5144号山梨県福祉保健部長通知）」に基づき、市町村が行う補聴器購入費の一部を助成する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）のうち、補聴器購入費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

（1）補聴器購入費として市町村が必要と認める額と別表1又は別表2に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、次に掲げる修理部位に対しては、前述の規定にかかわらず100分の110とする。

別表2の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換及びイヤホン交換

（2）前号により選定された額に3分の2を乗じた額から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じた額の範囲内で知事が定める額を補助する。ただし、算定した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、別途定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書（別紙１）
- (2) 積算内訳書（別紙２）
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（補助金の変更交付申請）

第7条 市町村は、補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な減額変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）は、この限りではない。

- (1) 変更所要額調書（別紙3）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出予算書抄本

（補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理は、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

（補助金の交付決定の通知）

第9条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（補助金の交付）

第10条 この補助金の交付は、精算払いとする。

（実績報告）

第11条 市町村は、別記第4号様式による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了の日（第8条第2号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書（別紙4）
- (2) 積算内訳書（別紙2）
- (3) 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条に規定する補助金実績報告を受け、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 市町村は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた後、別記第5号様式による補助金精算払請求書を知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第14条 知事は、前条に規定する補助金の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 9月 14日から施行し、令和 4年 4月 1日から適用する。

別表1 購入(第5条関係)

補聴器の種類		1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型		43,200 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②イヤモールド (注)イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除く。	原則として 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型		52,900 円		
高度難聴用ポケット型		43,200 円		
高度難聴用耳かけ型		52,900 円		
重度難聴用ポケット型		64,800 円		
重度難聴用耳かけ型		76,300 円		
耳あな型(レディメイド)		96,000 円		
耳あな型(オーダーメイド)		137,000 円	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型		70,100 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型		127,200 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,600 円を除く。	
補聴システム (FM型・デジタル方式)	FM型受信機	80,000 円		
	デジタル方式 受信機	92,000 円		
	オーディオシ ュー	5,000 円		

別表2 修理(第5条関係)

修理部位	1台当たりの基準 価格(円)		備考
耳あな型シェル交換(レディメイド)	6,300	円	
耳あな型シェル交換(オーダーメイド)	26,400	円	
耳あな型スイッチ交換	3,150	円	
耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400	円	
耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700	円	
耳あな型極板交換	1,050	円	
耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8,400	円	
耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	11,600	円	
耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500	円	
耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,950	円	
耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200	円	
耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000	円	
耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100	円	
耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900	円	
耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100	円	
耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900	円	
耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050	円	
耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)	1,550	円	
耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,300	円	
耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	9,500	円	
耳あな型サスペンション交換	890	円	
耳あな型アンプ組立交換(レディメイド)	31,700	円	
耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)	42,200	円	
耳かけ型ケース組立交換	3,750	円	
耳かけ型スイッチ交換	4,500	円	
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	円	
耳かけ型極板交換	1,470	円	
耳かけ型ボリューム交換	6,450	円	
耳かけ型マイクロホン交換	11,810	円	
耳かけ型レシーバー交換	12,120	円	
耳かけ型トリマー交換	1,900	円	
耳かけ型フック交換	620	円	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	円	
耳かけ型耳栓組立交換	600	円	
耳かけ型サスペンション交換	640	円	

耳かけ型アンプ組立交換	29,880	円	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	円	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	円	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	円	
重度難聴用イヤホン交換	5,490	円	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	円	
重度難聴用コード交換	1,800	円	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400	円	
眼鏡型ケース組立交換	9,400	円	
眼鏡型スイッチ交換	3,450	円	
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	円	
眼鏡型極板交換	1,400	円	
眼鏡型ボリューム交換	4,580	円	
眼鏡型マイクロホン交換	13,900	円	
眼鏡型骨導子交換	16,400	円	
眼鏡型アンプ組立交換	23,100	円	
眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	35,200	円	
眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	54,700	円	
眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,350	円	
眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3,100	円	
眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500	円	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	円	
ポケット型ケース組立交換	5,400	円	
ポケット型クリップ交換	1,200	円	
ポケット型スイッチ交換	3,500	円	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	円	
ポケット型極板交換	1,350	円	
ポケット型ボリューム交換	4,580	円	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	円	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	円	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	円	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	円	
FM 型受信機交換	80,000	円	
FM 型操作用基板交換	6,000	円	旧周波数帯用のもの。
FM 型トリマー基板交換	6,000	円	旧周波数帯用のもの。
FM 型アンプ組立交換(受信用)	48,000	円	旧周波数帯用のもの。
FM 型受信回路組立交換	46,000	円	
FM 型アンテナ交換	5,000	円	旧周波数帯用のもの。

FM 型水晶振動子交換	6,000	円	旧周波数帯用のもの。
FM 型受信機ケース(端子)交換	5,000	円	
FM 型受信機スイッチ交換	4,000	円	
受信機交換	92,000	円	デジタル方式対応のもの
受信機基盤交換	27,600	円	デジタル方式対応のもの
受信機部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,000	円	デジタル方式対応のもの
イヤモールド交換	9,000	円	
コンセント交換	830	円	
IC回路交換	4,550	円	
イヤホン交換	3,170	円	
コード交換	680	円	
トランジスター又はダイオード交換	2,050	円	
抵抗交換	2,050	円	
コンデンサ交換	2,050	円	
トランス交換	1,900	円	
オーディオチュー交換	5,000	円	

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
山梨県知事 殿

申請者 市町村長 印

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 所要額調書（別紙 1）
- （2） 積算内訳書（別紙 2）
- （3） 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

山梨県知事 殿

申請者 市町村長 印

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました令和
年度山梨県難聴児補聴器購入等事業の内容等を変更したいので、山梨県難聴児補聴器購入等
事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金既交付決定額 円

2 変更後の交付申請額 円

3 差引き増減額 円

4 変更事項及び理由

5 添付書類

- （1） 変更所要額調書（別紙3）
- （2） 積算内訳書（別紙2）
- （3） 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
山梨県知事 殿

申請者 市町村長 印

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました令和 年度山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により、申請します。

1 中止又は廃止の理由

2 中止の期間又は廃止の時期

第4号様式（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

山梨県知事 殿

申請者 市町村長 印

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました令和
年度山梨県難聴児補聴器購入等事業を完了しましたので、山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助
金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 補助金精算額 | 円 |
| 3 差引き過不足額 | 円 |
- 4 添付書類
- （1） 精算額調書（別紙4）
 - （2） 積算内訳書（別紙2）
 - （3） 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
山梨県知事 殿

申請者 市町村長 印

山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付額の確定通知を受けました令和 年度山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金の支払いを受けたいので、山梨県難聴児補聴器購入等事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 口座振替申出

口座振替申出	金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所		
	預 金 種 別 該当を○で囲む	1 普通 2 当座		
	支 店 番 号		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			